

○北海道公安委員会等における情報セキュリティに関する規程

北海道公安委員会告示第44号

令和8年3月17日

北海道公安委員会等における情報セキュリティに関する規程を次のように定める。

北海道公安委員会等における情報セキュリティに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、北海道公安委員会等が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、北海道公安委員会等が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 北海道公安委員会等 北海道公安委員会及び方面公安委員会をいう。
- (2) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (3) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (4) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (6) 警察情報システム 北海道警察が整備する情報システムをいう。
- (7) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。

ア 警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システムに入力されたものを含む。）

イ 警察情報システムから出力された情報

ウ 警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって北海道公安委員会等が取り扱うもの

エ 警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(委員の責務)

第4条 北海道公安委員会等の委員は、警察情報システム及び管理対象情報を適正に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第5条 北海道公安委員会等の運営に関して、警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規程に定めるもののほか、北海道警察本部長が定める情報セキュリティに関する規程によるものとする。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。